

令和6年度

第36回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年5月27日

東松島市農業委員会

令和6年度第36回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年5月27日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第10 議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程第11 議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤祥
4番	熊谷奨	5番	阿部喜生	6番	秋本まゆみ
7番	小山静子	8番	大山道保	9番	浅野喜代志
10番	安部俊郎	11番	—	12番	小岩敏幸
13番	大崎康	14番	—	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
11番	本田幸男	14番	川村勝雄		

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐兼農地係長 安倍浩司

【 開 会 】

- 事務局長： ただいまより、第36回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
- 初めに今回の議案の一部に取り下げがございましたので、ご報告いたします。議案第2号その3及び議案第4号その3については、調整が整わない部分がありまして取り下げいたします。こちらは、いずれも営農型太陽光発電施設敷地に関する一時転用、それに伴う営農の賃借権の設定となります。一時転用に関しまして、今年4月以降に制度が改正になりまして、支柱部分のみを転用面積としておりましたが、発電設備の下部農地面積が3,000㎡を超える場合は、宮城県の審議委員会の審議案件となりました。委員会の上程に向けて宮城県と調整しておりますが、宮城県側から確認したい事項があるということで、その調整が本日まで完了しなかったことから、総会の案件も翌月に延期するため取り下げに至ったわけでございます。
- 初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

- 佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー
- ー 会長の動向報告 ー

- 事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
- それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。
- 本日は、11番本田幸男委員、14番川村勝雄委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第36回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、12番小岩敏幸委員、13番大崎康委員のお二人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

- 各委員： （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 各委員： （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
- 日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長： 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
- その1、大塩字清水沢65-4、1,328㎡、解約届出日は令和6年4月9日、貸人の都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字中二号99—1 外 計4筆で8,259.83㎡、解約届出日は令和6年4月18日、賃貸人の都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その3、野蒜字横山13—1、251のうち30.34㎡、解約届出日は令和6年4月24日、公共買収のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の2ページをご覧ください。

その1、大曲字堰の内南115—4、55㎡、転用目的は専用通路、現在の利用状況は休耕中、権利の設定は使用貸借権となります。期間は永年で、届出受理日は令和6年4月22日となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明に対して、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の3ページをご覧ください。

その1、大曲字堰の内南96—8、106㎡。願出地は、平成6年3月に住宅を建設（大曲字堰の内南96—7）した当時から、宅地の一部（駐車場及び庭）として利用してきた土地であり、今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番小岩敏幸委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。転用された日が平成6年3月1日。現在の利用状況は、宅地の一部として駐車場及び庭。転用した理由は、自宅を建築した平成6年3月1日から宅地の一部として駐車場及び庭として使用してきた。今後も農地として使用することはない。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の5ページをご覧ください。

その1、赤井字中二号99—1 外 計5筆で8,312.83㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番本田幸男委員が欠席ですので、事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月19日。権利の種類は所有権移転。出し手、受け手の理由は、贈与、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜です。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次にその2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、小松字堰下22—2、82㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 2番鈴木仁逸委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月22日。権利の種類は所有権移転。出し手、受け手の理由は、贈与、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は30m。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次にその4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、根古字今泉13—9、1、1.43㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番秋本まゆみ委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月21日。権利の種類は所有権移転。出し手、受け手の理由は、労力不足、規模拡大。受け手は、社会福祉法人で障がい者の就労支援を営んでおり、すでに実施している自然に触れる農作業は利用者にとって大きな効果をあげており、生産拡大と障がい者の活動となるよう進めていくとのことです。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離はバス移動で、8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は6ページとなります。

その1、赤井字中新丁49、1、200㎡。変更理由は、ほ場整備事業の遂行にあたり、仮設事務所・倉庫・駐車場として、令和5年8月9日付、宮城県（東振）指令第358号にて農地転用許可（一時転用）を受けていたが、事業期間の延伸に伴い、事業計画変更承認申請の提出を受けたもの。当初は令和5年8月9日から令和6年6月30日を今回変更で令和7年1月31日までという事業期間のみの変更です。ほ場整備事業の事業施工区域が拡大したことに伴って、事業期間が延長したと説明を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第7、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は7ページとなります。

その1、小松字上二間堀16―1 外 計3筆で3,304㎡。転用目的は、山砂採取及び通路。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は賃貸借権。一時転用で期間は5年間です。位置図については、8ページのとおりで、農地区分としては第2種農地となります。周辺は山林に囲まれて生産性の低い農地であり許可対象であると宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 2番鈴木仁逸委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○鈴木仁逸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。転用目的は、山砂採取及び進入路として使用する。転用目的の実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、沈砂池及び調整池を設置して排水することでしたので、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字寺75—5、321㎡。転用目的は、分家住宅敷地。現在の利用状況は普通畑。権利の種類は贈与による所有権移転。位置図については、9ページのとおりで、農地区分としては第1種農地となります。第1種農地の例外規定で、住民にとって必要な施設で集落に接続して設置されるものとして許可相当と宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 5番阿部喜生委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月25日。転用目的は、分家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その4を事務局より説明願います。

○局長補佐： その4、浜市字新田27 外 計2筆で1,340㎡。転用目的は、境内地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は売買による所有権移転。位置図については、11ページのとおりで、農地区分としては第2種農地となります。JR仙石線陸前小野駅から概ね500m以内の区域、許可相当と宮

城県から意見をもらっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番安部俊郎委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。転用目的は、境内地として取得し駐車場及び庭敷地として使用。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は12ページとなります。公告日は全て令和6年5月31日となります。

その1、牛網字新上江戸原95 外 計2筆で2,763㎡。借賃は、金納で13,800円、期間については、令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由も、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、農業経営の内容は、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大塩字新本地24—2 外 計2筆で1,300㎡。借賃は、金納で15,000円。期間については、令和6年6月1日から令和15年12月31日までの10年間の再設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
次に、所有権移転について上程いたします。
その1及びその2は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その1、赤井字北浦465—3 外 計4筆で6,300㎡。対価は1,800,000円。
その2、赤井字川前三27—3、252㎡。対価は50,000円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認すること
に、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小野字新茨島108—1 外 計3筆で6,837㎡。対価は2,734,800
円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年5月24日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理
由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができ
るか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻
と施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ご
さいませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。
その1からその9を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年5月31日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人
みやぎ農業振興公社となります。設定期間については、いずれも令和6年6月1日から令和16年5月
31日の10年間となります。

その1、赤井字上四番137 外 計9筆で9,172㎡。借賃は、金納で100,600円

その2、赤井字上四番68 外 計4筆で4,067㎡。借賃は、金納で44,737円。

その3、赤井字上一番1—1 外 計14筆で13,101㎡。借賃は、金納で143,500円。
その4、小松字後坪100—3、2,825㎡。借賃は、金納で33,900円。
その5、矢本字新沼238—2 外 計6筆で14,159㎡。借賃は、金納で166,845円。
その6、大曲字上七丁182—2、3,042㎡。借賃は、金納で36,504円。
その7、小松字梅堀71 外 計3筆で3,000㎡。借賃は、物納で180kg。
その8、小松字梅堀98 外 計2筆で2,042㎡。借賃は、物納で120kg。
その9、赤井字南三426 外 計2筆で1,987㎡。借賃は、物納で120kg。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその9を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその9を承認することに決定します。

次に、日程第10、議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を上程いたします。

このことについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、令和6年5月13日付け、東松農水第510号により東松島市長から農業委員会に対し意見を求められております。

出席職員は、職名及び氏名を述べてから内容の説明を願います。

○農林水産課職員： （資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第6号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第11、議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価について、を上程いたします。
事務局から説明願います。

○事務局長： 令和4年度から農地の集積、遊休農地の解消、活動日数等の年間目標を設定し、活動いただいております。今年で2年目となります。活動結果については、毎年度点検・評価を各自4月末までに実施していただき、農業委員会へ提出していただく流れとなっております。

各推進委員等から提出いただいた点検・評価内容に関しては、農業委員会総会において点検・評価を行い、意見等を付した上で、点検・評価結果について、5月末まで各推進委員等に通知を行うものとなります。

個人毎の点検・評価と合わせて、指定された様式にまとめた全体の活動結果、目標達成状況について本市農業委員会として点検・評価を行い、点検・評価を行った結果は、6月末までに宮城県へ報告を行い、宮城県は県内全体のとりまとめを行った後に、7月末までに各地方農政局へ報告し、最終的に農林水産省へ報告される流れとなります。

また、点検・評価結果につきましては、市ホームページ等のインターネットを活用し、広く公表することと法律上定められております。

それでは、説明に入ります。

— 資料に基づき、各推進委員毎の別紙様式3の各項目の説明、点検・評価の進め方等を説明した後に、各推進委員等の点検・評価結果及び目標達成状況を説明 —

— 各推進委員等の自己点検・評価について確認し、意見を集約 —

○議長（佐藤栄宏会長）： ただ今、事務局より点検・評価の進め方、各推進委員等の点検・評価結果について説明を行い、各委員から出された意見を付して、各推進委員には結果を通知したいと思います。

目標達成に向けた活動に各推進委員等の皆様には取り組んでいただき、地域によって状況が違いますが、献身的に活動いただいた結果、昨年度よりも全体的な成果としては上がっておりますので、あらためて御礼を申し上げます。

評価点の結果から農業委員会としての評語において、目標を下回る結果となった委員もおりますが、会長としては各委員の皆様にはご自身の仕事も抱えながら非常に頑張って活動いただいたと評価をしているところです。

3月の総会において令和6年度の目標について決定をしており、掲げた目標の達成に向けて、今年は改選期という特殊事情にありますが、そのような中で活動をいただいております、引き続き活動に取り組んでいただければと思っています。

先ほどいただいた意見等の取りまとめを事務局において整理した後に、各推進委員の皆様には結果を通知することについて何かご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしとのことですので、事務局においてとりまとめた後に、各推進委員等へ点検・評価結果について通知を行いたいと思います。

次に、農業委員会全体に係る点検・評価結果についてですが、項目によっては目標どおり、又は上回る結果となった部分もありますが、下回る結果となったものもあります。先ほど委員からの意見にもありましたが、農業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、そのような中でも一定の成果をあげているのかと感じておりますが、今回の結果を踏まえて今年度の活動に生かしていければと思っています。

全体の点検・評価について、その他何かご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしとのことですので、全体の点検・評価結果についても事務局において整理を行った後、宮城県に対し報告を行うとともに、市のホームページにおいて公表したいと思います
が、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本議案については、事務局において委員の皆様から出された意見を整理した後に、各推進委員等の皆様への結果通知、宮城県等への報告及び公表を進めてまいります。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第36回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時14分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年5月27日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 12番 小岩 敏幸

署名委員 13番 大崎 康